

助産師養成施設に係る 基本構想



令和元年 7 月

福島県保健福祉部

もくじ

第 1	基本構想策定の趣旨	1
第 2	基本構想策定に係る意見と基本的な考え方	2
1	保健医療従事者養成に係る有識者会議からの提言	2
2	県内助産師養成の在り方	3
第 3	看護職員の需給見通しと看護職員需給計画における位置づけ	7
1	就業の状況	7
2	供給の状況	13
3	需給見通し	17
4	助産師の需給見通し	19
5	助産師養成課程における学生定員数案	19
6	県看護職員需給計画における位置づけ	20
第 4	想定される施設の概要	22
第 5	管理運営	26
第 6	整備スケジュール案	27
第 7	必要経費	27
第 8	関係法令上の制約条件	28

第1 基本構想策定の趣旨

- 本県では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害により、医療提供体制を支える医療従事者が県外に流出するなど、8年が経過した今なお、医療従事者の確保・定着が重要な課題となっている。
- また、2025年には団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、医療・介護の需要が増大すると予想されることから、地域包括ケアシステムの実現が求められており、その実現に向けた医療需要に対する質の高い医療従事者の養成、チーム医療の推進が課題となっている。
- このような状況の中、本県では、地域医療を支える保健医療従事者の安定的な養成と確保を図るため、平成24年度以降、保健医療従事者の養成・確保対策、県立総合衛生学院の在り方について、継続的に検討を進めてきた。
- 平成27年8月の「保健医療従事者養成に係る有識者会議」からの提言を踏まえ、平成29年3月に「県立総合衛生学院の在り方」として、各学科の今後の方向性をとりまとめた。
- この中で、県立総合衛生学院の助産学科については、県立医科大学に別科及び大学院修士課程を新設することが望ましく、当学科は、その役割を県立医科大学に引き継ぎ、廃止することとなった。
- 本県の復興を前へ進める上で、将来を担う子どもたちを安心して生み育てるために、母子保健に関わる助産師の育成及び県内定着に向けた取組は特に重要である。
- 今般、助産師の安定的な養成及び高度な知識と技術を身につけた質の高い人材の養成を目的として、県立医科大学への助産師養成課程の新設に向けた養成施設の整備を具体化するため基本構想を策定する。

第2 基本構想策定に係る意見と基本的な考え方

1 保健医療従事者養成に係る有識者会議からの提言

- 平成26年12月、県立医科大学、医師会、歯科医師会、歯科衛生士会、看護協会、診療放射線技師会、作業療法士会、理学療法士会などの県内関係団体の代表者で構成される「保健医療従事者養成に係る有識者会議」を設置し、保健医療従事者の県立養成施設に係る全体構想、総合衛生学院の在り方を検討。

(1) 基本的な考え方

会議では、基本的な考え方として、①質の高い保健医療従事者の育成とキャリア形成、②チーム医療の推進、③教育と臨床の連携強化、④地域医療の連携の推進の4点を重点課題と位置づけ、検討を行い、総合衛生学院の在り方に有識者について、次のとおり提言が示された。

(2) 提言内容（抜粋）

- 福島県立総合衛生学院に設置されている各学科については、県内における養成状況等を十分に踏まえながら、（中略）養成の方向性を発展的に見直すこと。
- 特に、助産学科については、（中略）多様な養成が可能となる課程の設置を検討すること。

(3) 県立総合衛生学院各学科のあるべき方向性（概要）

ア 助産学科

人材不足の現状を踏まえて、安定した数の養成を継続していくことが必要。また、近年の全国的潮流として、助産師にも高度な知識と技術を求められている現状から、県内大学へ専攻科を設置することを軸に養成を検討していくことが望まれる。一方で、養成の即効性を考慮し、看護師3年課程を修了した者が1年の修学で助産師国家試験の受験資格を取得できる養成課程を確保する必要がある。

イ 看護学科

准看護師が看護師資格を取得することを目的とした2年の進学課程であるが、県北地方に准看護師養成施設が無くなったことから、同学科の定員充足率が低下。県北地域で県が直接養成を行う必要性はこれまでよりも薄れてきており、見直しをすべき。

一方で地域バランスに配慮した進学課程の設置に対して、積極的な支援を行うべきである。

ウ 歯科衛生学科

県内出身者が県内（民間）養成施設で学び、県内で就業する効率的な人材育成ができています。一方で、（同学科は）定員充足率が低く、志願者のニーズと定員のバランスを欠いているため、学科の存続について見直すことも必要である。

エ 臨床検査学科

近年、医療現場で求められている高度かつ専門的な知識と技術を習得できる4年制大学を志向する傾向が高まっており、新たに整備する大学での養成を通じて、人材確保が必要である。

2 県内助産師養成の在り方

- 「保健医療従事者養成に係る有識者会議」からの提言を踏まえ、平成29年3月に「県立総合衛生学院の在り方」として、県内の助産師養成の方向性を以下のとおりまとめ、県立総合衛生学院は令和4年度末に廃止することとなった。

(1) 今後求められる助産師養成

今後の助産師養成については、福島県看護職員需給計画(H25～H29年度)において、下記表1のとおり助産師不足が見込まれていることから、有識者会議での「(学院の)20名という枠を無くすことは出来ない」との意見や、専任教員や実習施設の確保の実状を踏まえ、現在の助産師養成能力を維持しながら、安定的に養成を継続していく必要がある。

表1 助産師の需給見通し

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
需要数	439	462	471	478	479	485
供給数	439	439	441	443	446	449
過不足	0	△23	△30	△35	△33	△36

資料 H25～H29年度福島県看護職員需給計画

また、近年の全国的な潮流として、高度な教育の必要性から、助産師養成についても専門学校から4年制大学への移行が進んでいる。

助産師に対しても、他の職種と同様にチーム医療の一翼を担う高度な知識と技術を備えた「職種のリーダー」足り得る人材が求められているのが現状である。

そのような人材の養成のためには、基礎教育の段階から、医師、臨床検査技師、診療放射線技師など様々な職種が協力協調した学習ができる教育環境の整備が必要不可欠である。

(2) 養成課程の検討

有識者会議からの提言で示された専攻科設置は、高度な専門教育及びチーム医療教育の実現という点では、目的達成が見込まれる。

一方で、同提言に併記されている「看護師3年課程を修了した者が1年の修学で助産師国家試験の受験資格を取得できる養成課程を確保する必要がある」という点では、今後も一定の需要が見込まれる進学機会が失われ、現場の人材不足解消に繋がりにくいという課題がある。

そこで、様々な養成課程の可能性を検討するため、それぞれを比較分析した。結果は下記表2のとおりである。

表2 養成課程別比較表

区分	利点	課題
①大学専攻科 (1年)	<ul style="list-style-type: none"> 助産師の高度専門教育化が図られ、<u>高度な人材養成が可能</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 大卒者等(※)に入学が限定。 ※大学又は4年制看護師養成所卒業者 病院、診療所など現場の助産師不足解消に繋がりにくい。
②大学院 (2年)	<ul style="list-style-type: none"> 少数精鋭教育で高度専門教育化が図られ、<u>リーダーや研究者の養成が可能</u>。 看護師養成所卒業者も、一定の実務経験があり、選考基準に満たせば入学可。 	<ul style="list-style-type: none"> 修業年限が2年。 病院、診療所など現場の助産師不足解消に繋がりにくい。 研究と実習の両立が困難。
③助産師養成所 又は大学別科 (1年)	<ul style="list-style-type: none"> 看護師3年課程卒業者が入学可。 助産師不足解消に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大卒資格が取得できない。 他の職種が大学化する中、助産師のみ専門学校のまま。

有識者会議からの提言の趣旨及び上記検討を考慮すると、専攻科設置の目的を実現しつつ、その課題も同時に解消していくためには、上記②、③の併設がより望ましい養成の在り方であると考えられる。

(3) 養成施設設置主体の検討

助産師養成の在り方検討に当たっては、その設置主体に関しても併せて検討する必要があるが、大学院修士課程については、県内唯一の看護系学部大学院を有する県立医科大学以外に、設置可能な実施主体がないのが現状である。

一方で、助産師養成所又は大学別科に関しては、①県立総合衛生学院助産学科の単科としての存続、②民間立助産師養成所の新設、③県立医科大学別科の新設の3つの選択肢が考えられる。

ただし、②民間立助産師養成所の新設は、専任教員や講師の配置、実習施設の確保が困難であり、設置可能な養成施設や医療機関がないのが実状である。

また、景気などに左右されずに、安定的に県内助産師を育成供給していくためには、県など公的機関が責任を持って担っていく必要があると考えられる。

そこで、残された2つの選択肢について、3つの評価項目により比較分析した。結果は下記表3のとおりである。

表3 助産師1年課程設置主体別比較表

		県立医科大学（新設）		総合衛生学院（単科存続）	
評価項目	教育体制	○	大学が有する充実した教育体制の活用が可能	△	非常勤講師の多くを県立医科大学に依存
	高度な教育	◎	大学各学部と密接に協力協調したチーム医療教育の提供が可能	○	多様な実習施設を活用した臨床実践能力を育む教育の提供が可能
	施設設備	△	施設等整備に新たな投資が必要	△	施設設備の著しい老朽化

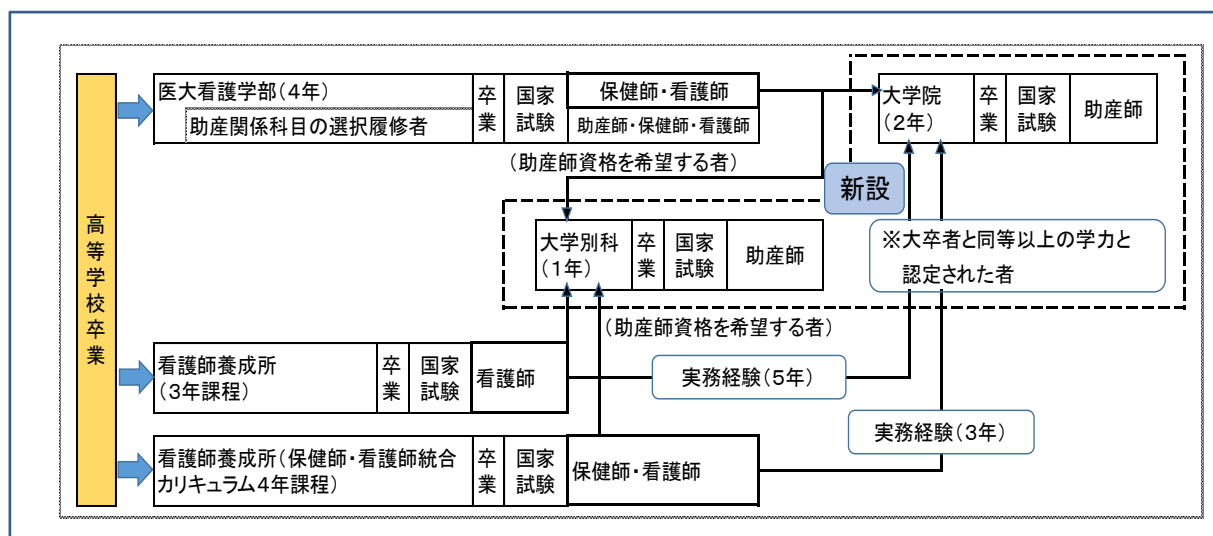
上記比較検討に加え、有識者会議の「養成の方向性を発展的に見直す」という提言の趣旨を踏まえれば、より充実した教育体制による教育提供が見込まれ、かつ、大学各学部と協力協調したチーム医療教育の強化が期待される県立医科大学の別科新設がより効果的で望ましい養成の在り方であると考えられる。

(4) まとめ

有識者会議の提言趣旨及び上記2段階の比較検討の結果を踏まえ、県内助産師養成の在り方を次のとおりとし、運営体制等の詳細については更に検討を進める。

県立医科大学に別科及び大学院修士課程を新設することが望ましく、現在の助産師養成能力の維持及び看護師3年課程卒業者の進学機会の確保と、高度な知識と技術を備えた質の高い人材の養成の両立を図っていく必要がある。

図1 別科・大学院設置イメージ図



(5) 理由

- ① 現在の県内の助産師養成能力（医大看護学部5名程度、総合衛生学院20名程度）を維持する必要があること。
- ② 別科設置により、看護師3年課程卒業者の進学機会を確保するとともに、即戦力となる助産師の育成が可能であり、現場の助産師不足解消につながりやすいこと。
- ③ 大学院設置により高度な知識と技術を身につけた各分野のリーダーや研究者となり得る助産師の育成が可能となること。
- ④ 県立医科大学に設置することにより、医学部、看護学部等と連携した高度な教育やチーム医療教育の強化とともに、県内医療機関と連携した多様な実習環境の提供が可能となり、高度化・複雑化する医療現場において実践能力が高く、チーム医療の一翼を担う質の高い人材の育成・供給ができること。
- ⑤ 教員及び実習施設確保が極めて困難であり、県立医科大学以外に、県内で助産師養成施設を設置可能な設置主体がないこと。

第3 看護職員の需給見通しと看護職員需給計画における位置づけ

1 就業の状況

(1) 就業者数

○ 県全体

県内の看護職員の就業者数は、平成22年までは年々増加していたが、平成23年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故後に、相双地域を中心に大きく減少した。

平成28年末現在、看護職員数は24,780人であり、前回の福島県看護職員需給計画の基準年（平成24年末）と比較すると1,164人の増となっている。

平成28年末の職種別就業者数（就業者数に占める割合）は、保健師は1,012人（4.1%）、助産師は492人（2.0%）、看護師は16,311人（65.8%）、准看護師は6,965人（28.1%）で、平成24年末と比較すると、保健師は130人、助産師は50人、看護師は1,721人増加した一方、准看護師は737人減少しており、看護師の就業割合が増加している。

表1 就業者数の推移（実人員）

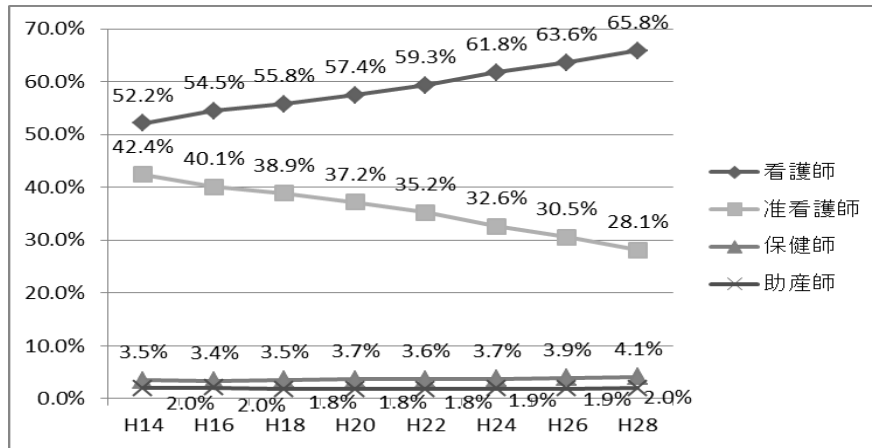
年	保健師		助産師	看護師		准看護師		総数		増減	
	男性再掲			男性再掲		男性再掲		男性再掲		男性再掲	
平成14年	749	2	428	11,283	432	9,165	573	21,625	1,007	983	37
平成16年	744	4	444	11,942	498	8,792	537	21,922	1,039	297	32
平成18年	806	3	406	12,761	563	8,893	610	22,866	1,176	944	137
平成20年	857	4	411	13,483	662	8,727	594	23,478	1,260	612	84
平成22年	879	11	436	14,306	781	8,494	584	24,115	1,376	637	116
平成24年	882	16	442	14,590	890	7,702	530	23,616	1,436	▲ 499	60
平成26年	946	23	466	15,431	987	7,405	511	24,248	1,521	632	85
平成28年	1,012	33	492	16,311	1,186	6,965	491	24,780	1,710	532	189

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

○ 職種別（助産師のみ抜粋）

平成28年度末における助産師就業者数は、震災前（平成22年末）と比較し56人増加しており、地域別にみると相双地域で減少し、特に県北地域、県中地域で増加している。

図1 就業者数における職種別割合の推移



資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

(2) 年齢構成

○ 県全体

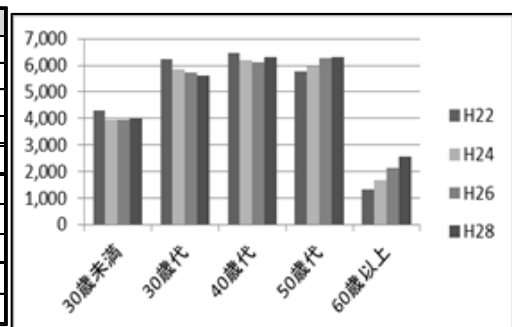
年齢別の就業者数の推移をみると、平成22年以降平成26年まで50歳未満が減少していたが、平成28年には30歳代を除いて増加に転じた。

震災前（平成22年末）と比較し、50歳未満の職員はあわせて1,097人減少しており、50歳以上の職員は1,762人増加している。

特に、60歳以上の就業者が震災前（平成22年末）1,335人から2,559人と約2倍に増加している。

表4 年齢別就業人数（実人員）（単位：人）

	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H22	4,296	6,241	6,472	5,771	1,335	24,115
H24	3,956	5,841	6,175	5,970	1,674	23,616
H26	3,950	5,735	6,124	6,285	2,154	24,248
H28	3,987	5,613	6,312	6,309	2,559	24,780
H28構成割合	16.1%	22.6%	25.5%	25.5%	10.3%	100.0%
H22→24増減	▲340	▲400	▲297	199	339	▲499
H24→26増減	▲6	▲106	▲51	315	480	632
H26→28増減	37	▲122	188	24	405	532
H22→28増減	▲309	▲628	▲160	538	1,224	665
増減率	-7.2%	-10.1%	-2.5%	9.3%	91.7%	2.8%

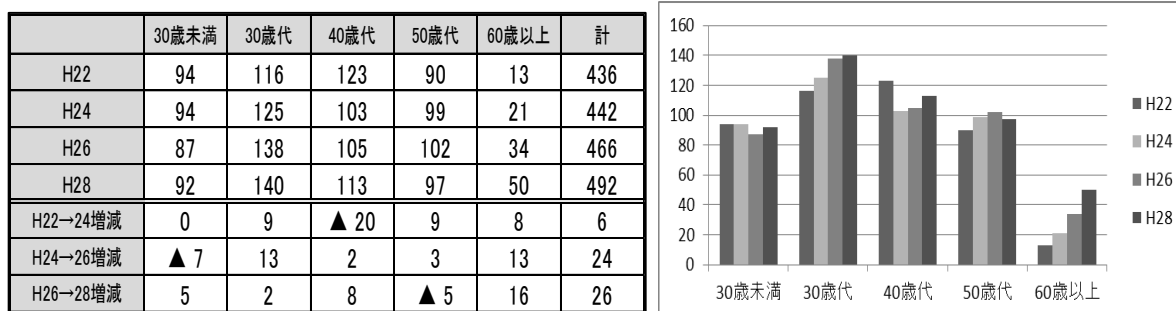


資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

○ 職種別（助産師のみ抜粋）

平成22年と平成28年を比較すると、助産師は30歳未満と40歳代が減少し、その他の年代では増加している。

表3 助産師年代別就業人数（実人員）（単位：人）



資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

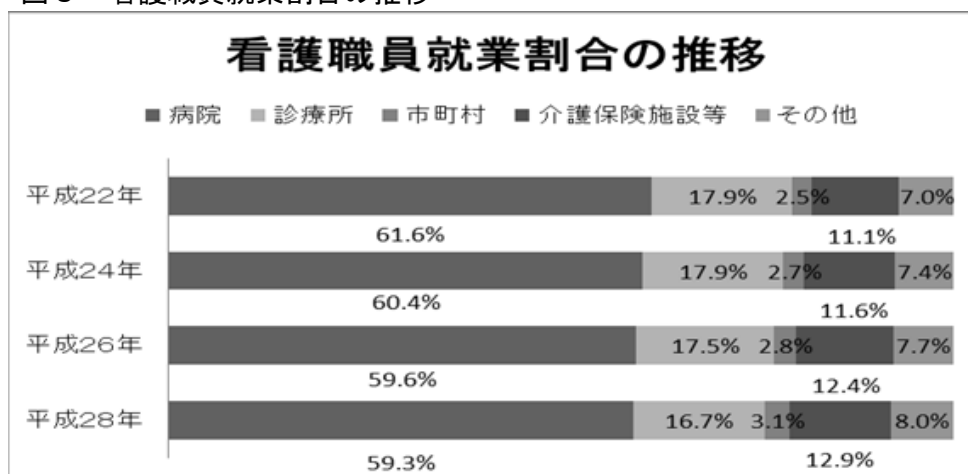
(3) 就業場所別

○ 県全体

平成28年における看護職員の就業場所別就業割合は、「病院」が59.3%と最も多く、次いで「診療所」の16.7%、「介護保険施設等」の12.9%となっており、「病院」、「診療所」、「介護保険施設等」をあわせると88.9%となる。

この施設の平成22年からの就業割合の推移をみると、「病院」、「診療所」は減少傾向にあり、「介護保険施設等」が増加している。

図3 看護職員就業割合の推移

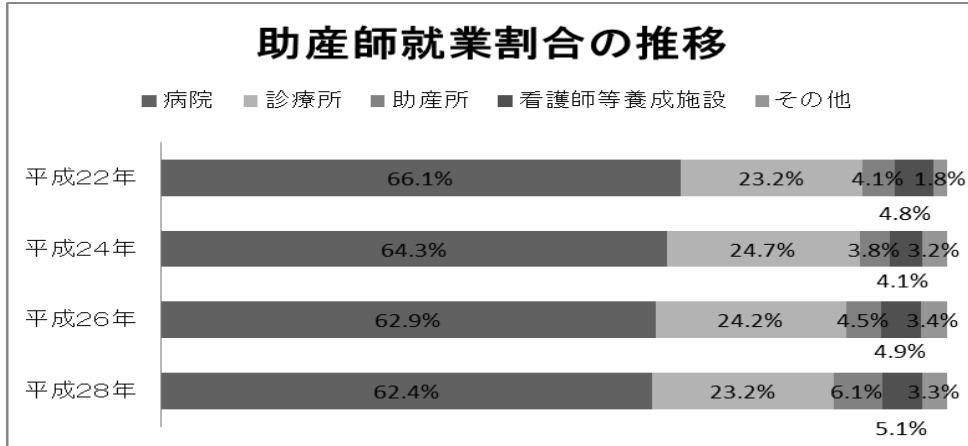


資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

○ 職種別（助産師のみ抜粋）

平成28年度末において、助産師は「病院」が62.4%と最も多く、「病院」は減少傾向にあり、「助産所」が増加している。

図4 助産師就業割合の推移



資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

(4) 人口10万人当たりの看護職員数

○ 県全体

平成28年末の人口10万人当たりの看護職員数は、全国平均1,228.7人に対し、本県では1,303.5人（全国順位31位）となっている。

○ 職種別（助産師のみ抜粋）

助産師は全国平均28.2人に対し、本県では25.9人（全国順位34位）と全国平均を下回っている。

表5 人口10万人当たりの看護職員数（実人員）

	全国	福島県
H14	910.3	1,020.0
H16	948.2	1,040.9
H18	986.3	1,099.3
H20	1,036.5	1,144.2
H22	1,089.9	1,188.7
H24	1,139.3	1,203.7
H26	1,187.7	1,253.2
H28	1,228.7	1,303.5

○職種別の人口10万人当たりの職員数（実人員 平成28年）

	全国	福島県
保健師	40.4	53.2
助産師	28.2	25.9
看護師	905.5	858.0
准看護師	254.6	366.4

※資料：衛生行政報告例

(5) 再就業及び転職

○ 県全体

平成27年に初めて看護職員として勤務した者は607人、再就業は407人、転職は1,083人であり、平成28年に初めて看護職として勤務した者は729人、再就業は537人、転職は1,273人となっている。

再就業、転職の推移をみると、平成22年から平成24年の再就業者は減少し、転職者が増加しており、平成24年から平成26年は再就業者及び転職者はともに増加しており、平成26年から平成28年には再就業者及び転職者ともに減少している。

このことから、東日本大震災以降に離職して再就業または転職した者が一旦増加し、平成26年以降はそのような動きが少なくなったものと推測される。

表6 従事期間が2年未満の看護職員の従事開始状況（平成28年）

職種	従事期間									計
	1年未満				1年以上2年未満				2年以上	
	新規	再就業	転職	その他	新規	再就業	転職	その他		
総数	729	537	1,273	127	607	407	1,083	89	19,928	24,780
保健師	29	11	47	10	17	12	41	5	840	1,012
助産師	19	6	29	0	12	6	26	2	392	492
看護師	563	343	849	90	511	238	718	66	12,933	16,311
准看護師	118	177	348	27	67	151	298	16	5,763	6,965

新規：免許取得後、初めて看護職として勤務した場合（28年から分類に加わった）

再就業：従事開始前1年間に看護職として勤務していない場合

転職：従事開始前1年間に看護職として勤務したことがある場合

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

表7 再就業及び転職の推移（実人員）

従事期間	1年未満				1年以上2年未満				再就業 合計	転職 合計
	再就業	転職	その他	計	再就業	転職	その他	計		
H22	548	1,222	676	2,446	437	951	604	1,992	985	2,173
H24	516	1,255	644	2,415	415	1,116	630	2,161	931	2,371
H26	566	1,370	694	2,630	435	1,269	561	2,265	1,001	2,639
H28	537	1,273	856	2,666	407	1,083	696	2,186	944	2,356
H22→24増減	▲ 32	33	▲ 32	▲ 31	▲ 22	165	26	169	▲ 54	198
H24→26増減	50	115	50	215	20	153	▲ 69	104	70	268
H26→28増減	▲ 29	▲ 97	162	36	▲ 28	▲ 186	135	▲ 79	▲ 57	▲ 283

※その他：26年まで新規の分類がなくその他に計上していたため、28年の新規はその他に含む。

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

○ 職種別（助産師のみ抜粋）

助産師の推移を見ると再就業が減少し、転職が増加している。

震災により、県内外避難や、医療提供体制の変化により転職した者が増加したものと推測される。

表8 助産師の再就業及び転職の推移（実人員）

従事期間 開始理由	1年未満				1年以上2年未満				再就業 合計	転職合 計
	再就業	転職	その他	計	再就業	転職	その他	計		
H22	10	16	8	34	6	18	11	35	16	34
H24	13	19	17	49	4	18	16	38	17	37
H26	8	31	11	50	10	21	8	39	18	52
H28	6	29	0	35	6	26	2	34	12	55
H22→24増減	▲3	▲3	▲9	▲15	▲2	0	▲5	▲3	▲1	▲3
H24→26増減	▲5	▲12	▲6	▲1	▲6	▲3	▲8	▲1	▲1	▲15
H26→28増減	▲2	▲2	▲11	▲15	▲4	▲5	▲6	▲5	▲6	▲3

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

(6) 県外からの移動

○ 県全体

県外から県内に移動した看護職員は、平成22年と比較し平成28年は県内養成所を卒業した者、県外養成所を卒業した者のどちらも増加している。

○ 職種別（助産師のみ抜粋）

震災後、県外（県内養成所卒業）から県内に移動した助産師が増加したが、平成26年度以降は横ばいとなっている。

表9 県外からの移動

○県内養成所を卒業（実人員）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
H22	9	1	74	25	109
H24	3	3	82	30	118
H26	8	6	88	33	135
H28	8	6	116	56	186

○県外養成所を卒業（実人員）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
H22	15	12	213	43	283
H24	22	11	206	22	261
H26	24	10	197	29	260
H28	31	12	248	21	312

資料：衛生行政報告例

2 供給の状況

(1) 看護師等養成施設における養成数

県内の看護職員の養成施設は、平成29年4月1日現在、大学（大学院を含む）2校、高等学校2校の他、養成所20校の計24施設となっている。

平成29年4月に、いわき明星大学看護学部（1学年定員80人）が開設されるとともに、平成23年度から休校していた公立双葉准看護学院（1学年定員30人）が再開した。

平成29年度の1学年定員数は1,234人で、総養成定員は3,641人となっている。

平成22年度と比較し、1学年定員数は84人、総養成定員は306人増加しており、さらに平成30年度には看護師養成所の1学年定員数が15人増加し1,249人となる。

表1 看護師等養成施設の1学年定員

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
看護大学	80	80	84	84	84	84	84	164	164	164
助産師	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
看護師課程	620	585	600	600	600	600	600	600	615	575
看護師(2年課程)	90	90	90	130	130	130	130	130	130	130
准看護師	340	340	320	320	320	320	320	320	320	320
合計	1,150	1,115	1,114	1,154	1,154	1,154	1,154	1,234	1,249	1,209

※ 統合カリキュラムは看護師課程に含む。

資料：保健師助産師看護師法施行令第14条、20条に基づく養成所報告

(2) 県内養成施設への進学状況

県内看護師等養成施設の受験者は平成24年度以降、平成28年度まで減少傾向にあり、入学定員に対する充足率についても低下する傾向にある。

平成29年度に大学看護学部1課程が新設され、また平成23年度以降休止していた准看護師養成所1校が再開されたことに伴い、平成29年度は受験者数及び入学定員の充足率が上昇している。

各養成課程別に1学年定員、入学者数、充足率をみると、大学及び看護師養成所（3年課程）では定員充足率は95%以上を維持しており、看護師養成所（2年課程）及び准看護師養成所では70～80%台となっている。

助産師養成課程については、定員20名のところ18名で90%程度となっている。

表2 県内看護師等養成施設の入学状況（H24～H29年度）

区分	年度	課程数	1学年定員A	応募者数	受験者数 B	合格者数	入学者数 C	競争率% B/C	充足率% C/A	県内入学者 D	割合% D/C
看護系大学	24	1	84	373	296	87	84	3.5	100.0	77	91.7
	25	1	84	446	338	93	84	4.0	100.0	62	73.8
	26	1	84	432	301	85	84	3.6	100.0	68	81.0
	27	1	84	392	292	92	82	3.6	97.6	62	75.6
	28	1	84	404	286	91	84	3.4	100.0	60	71.4
	29	2	164	460	374	229	170	2.2	103.7	137	80.6
助産師	24	1	20	70	68	20	16	4.3	80.0	8	50.0
	25	1	20	63	44	20	18	2.4	90.0	10	55.6
	26	1	20	56	51	20	18	2.8	90.0	11	61.1
	27	1	20	67	58	20	18	3.2	90.0	12	66.7
	28	1	20	62	53	20	18	2.9	90.0	11	61.1
	29	1	20	67	54	20	18	3.0	90.0	13	72.2
保健師・看護師 統合カリキュラム	24	1	40	96	96	53	46	2.1	115.0	43	93.5
	25	1	40	82	82	45	35	2.3	87.5	32	91.4
	26	1	40	112	110	48	40	2.8	100.0	39	97.5
	27	1	40	87	84	48	40	2.1	100.0	39	97.5
	28	1	40	79	78	50	40	2.0	100.0	40	100.0
	29	1	40	64	63	48	41	1.5	102.5	38	92.7
看護師 3年課程	24	13	480	1,210	1,175	612	473	2.5	98.5	430	90.9
	25	12	480	1,084	1,045	612	478	2.2	99.6	400	83.7
	26	12	480	1,059	1,024	618	469	2.2	97.7	421	89.8
	27	12	480	1,017	977	610	472	2.1	98.3	402	85.2
	28	12	480	950	915	621	456	2.0	95.0	398	87.3
	29	12	480	907	877	606	456	1.9	95.0	397	87.1
高等学校・専攻科 5年一貫	24	2	80	131	130	83	80	1.6	100.0	79	98.8
	25	2	80	99	98	76	71	1.4	88.8	71	100.0
	26	2	80	96	96	86	80	1.2	100.0	76	95.0
	27	2	80	95	94	77	70	1.3	87.5	69	98.6
	28	2	80	94	87	73	70	1.2	87.5	67	95.7
	29	2	80	72	72	65	58	1.2	72.5	53	91.4
看護師 2年課程	24	2	90	88	87	76	70	1.2	77.8	61	87.1
	25	3	130	209	195	126	112	1.7	86.2	106	94.6
	26	3	130	145	159	123	113	1.4	86.9	99	87.6
	27	3	130	137	123	111	93	1.3	71.5	88	94.6
	28	3	130	147	135	122	104	1.3	80.0	95	91.3
	29	3	130	120	114	107	99	1.2	76.2	83	83.8
准看護師	24	7	320	495	458	319	281	1.6	87.8	266	94.7
	25	7	320	352	316	282	227	1.4	70.9	206	90.7
	26	7	320	342	414	329	268	1.5	83.8	243	90.7
	27	7	320	339	319	278	232	1.4	72.5	207	89.2
	28	7	320	302	281	260	215	1.3	67.2	194	90.2
	29	7	320	343	337	327	267	1.3	83.4	242	90.6
合 計	24	27	1,114	2,463	2,310	1,250	1,050	2.2	94.3	964	91.8
	25	27	1,154	2,335	2,118	1,254	1,025	2.1	88.8	887	86.5
	26	27	1,154	2,242	2,155	1,309	1,072	2.0	92.9	957	89.3
	27	27	1,154	2,134	1,947	1,236	1,007	1.9	87.3	879	87.3
	28	27	1,154	2,038	1,835	1,237	987	1.9	85.5	865	87.6
	29	28	1,234	2,033	1,891	1,402	1,109	1.7	89.9	963	86.8

(3) 看護師等養成施設卒業者の就業状況

○ 県内養成施設からの就業状況

県内看護師等養成施設卒業者の県内就業率は年々上昇し、平成29年には69.4%となっており、特に大学においては平成24年以降県内就業率が大きく上昇し、看護師養成所（3年課程）においても上昇している。

助産師養成課程においては県内就業率が震災後30%台だったが、平成29年度は61.1%と上昇している。

表3 県内看護師等養成施設の卒業状況

区分	各年3月	課程数	入学時 学生数	卒業者数 A	就業者数 B	県内就 業者数 C	県内割合 (%)C/B	県外就 業者数 D	県外割合 (%)D/B	卒業者の 県内就業割合 (%)C/A	進学者数	その他
看護系大学	24	1	82	89	77	38	49.4%	39	50.6%	42.7%	8	4
	25	1	85	88	85	45	52.9%	40	47.1%	51.1%	3	0
	26	1	86	83	79	47	59.5%	32	40.5%	56.6%	1	3
	27	1	82	72	69	44	63.8%	25	36.2%	61.1%	3	0
	28	1	84	85	77	56	72.7%	21	27.3%	65.9%	5	3
	29	1	84	86	80	50	62.5%	30	37.5%	58.1%	3	3
助産師	24	1	18	18	18	8	44.4%	10	55.6%	44.4%	0	0
	25	1	16	16	16	6	37.5%	10	62.5%	37.5%	0	0
	26	1	18	16	16	6	37.5%	10	62.5%	37.5%	0	0
	27	1	18	19	19	11	57.9%	8	42.1%	57.9%	0	0
	28	1	18	18	18	11	61.1%	7	38.9%	61.1%	0	0
	29	1	18	18	18	11	61.1%	7	38.9%	61.1%	0	0
保健師・看護師 統合カリキュラム	24	1	38	39	34	21	61.8%	13	38.2%	53.8%	3	2
	25	1	34	34	31	20	64.5%	11	35.5%	58.8%	2	1
	26	1	35	34	33	23	69.7%	10	30.3%	67.6%	1	0
	27	1	42	42	38	31	81.6%	7	18.4%	73.8%	4	0
	28	1	46	45	40	34	85.0%	6	15.0%	75.6%	5	0
	29	1	28	28	27	21	77.8%	6	22.2%	75.0%	1	0
看護師 3年課程	24	13	453	424	393	286	72.8%	107	27.2%	67.5%	15	3
	25	13	473	428	397	310	78.1%	87	21.9%	72.4%	22	10
	26	12	482	436	407	318	78.1%	89	21.9%	72.9%	23	6
	27	12	479	444	411	344	83.7%	67	16.3%	77.5%	26	7
	28	12	471	424	398	322	80.9%	76	19.1%	75.9%	22	4
	29	12	469	432	398	351	88.2%	47	11.8%	81.3%	25	7
高等学校・ 専攻科 5年一貫	24	2	65	51	36	25	69.4%	11	30.6%	49.0%	3	12
	25	2	77	59	56	41	73.2%	15	26.8%	69.5%	0	3
	26	2	57	46	40	34	85.0%	6	15.0%	73.9%	1	6
	27	2	90	64	63	42	66.7%	21	33.3%	65.6%	0	1
	28	2	83	68	66	51	77.3%	15	22.7%	75.0%	1	1
	29	2	80	66	66	53	80.3%	13	19.7%	80.3%	1	0
看護師 2年課程	24	2	73	71	66	53	80.3%	13	19.7%	74.6%	2	3
	25	3	77	69	68	64	94.1%	4	5.9%	92.8%	1	0
	26	3	70	71	71	62	87.3%	9	12.7%	87.3%	0	0
	27	3	112	106	100	83	83.0%	17	17.0%	78.3%	6	0
	28	3	113	105	99	77	77.8%	22	22.2%	73.3%	0	6
	29	3	113	86	80	73	91.3%	7	8.8%	84.9%	2	8
看護師 計	24	17	591	546	495	364	73.5%	131	26.5%	66.7%	20	18
	25	18	627	556	521	415	79.7%	106	20.3%	74.6%	23	13
	26	17	609	553	518	414	79.9%	104	20.1%	74.9%	24	12
	27	17	681	614	574	469	81.7%	105	18.3%	76.4%	32	8
	28	17	667	597	563	450	79.9%	113	20.1%	75.4%	23	11
	29	17	662	584	544	477	87.7%	67	12.3%	81.7%	28	15
准看護師	24	7	324	258	146	126	86.3%	20	13.7%	48.8%	103	9
	25	7	311	277	123	102	82.9%	21	17.1%	36.8%	130	24
	26	7	287	244	99	84	84.8%	15	15.2%	34.4%	128	17
	27	7	243	199	87	76	87.4%	11	12.6%	38.2%	101	11
	28	7	252	205	101	79	78.2%	22	21.8%	38.5%	96	8
	29	7	232	199	92	76	82.6%	16	17.4%	38.2%	93	13
計	24	27	1,053	950	770	557	72.3%	213	27.7%	58.6%	134	33
	25	28	1,073	971	776	588	75.8%	188	24.2%	60.6%	158	38
	26	27	1,035	930	745	574	77.0%	171	23.0%	61.7%	154	32
	27	27	1,066	946	787	631	80.2%	156	19.8%	66.7%	140	19
	28	27	1,067	950	799	630	78.8%	169	21.2%	66.3%	129	22
	29	27	1,024	915	761	635	83.4%	126	16.6%	69.4%	125	31

○ 県外養成施設からの就業状況

県外の看護師等養成施設を卒業し、県内に就業する新卒者は平成24年に減少したが、その後は回復傾向にある。なお、特に看護師2年課程からの卒業者が減少しているが、これには通信課程の卒業者も含まれており、県内に平成21年度に通信課程が設置されたことに伴い、県外の通信課程への進学者が減少したことによる影響が大きいと考えられる。看護師2年課程を除いた新卒者についても平成24年に一旦低下したが、それ以降は増加傾向にある。

職種別にみると、平成28年は看護師、保健師、助産師、准看護師の順に多く、特に保健師が増加している。

表4 県外の看護師等養成施設から県内に就業する新卒者の推移（職種別）

各年3月	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
H22	12	3	145	8	168
H23	13	6	147	2	168
H24	8	8	69	5	90
H25	18	11	71	4	104
H26	7	4	92	4	107
H27	9	7	82	8	106
H28	27	10	84	5	126

資料 看護学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査

○ 再就業者数

福島県ナースバンクの登録者及び有効求人数は年々増加し、平成28年度の登録者は854人、有効求人数は3,290人となっている。

紹介者及び就業者は、平成22年度以降平成26年度に最も多くなったが、その後は減少傾向にある。福島県ナースバンク利用も含めた再就業者の全体数でも、平成24～平成26年度が最も多くなっている。

表5 再就業者の推移（福島県ナースバンクも含めた全体の人数）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
H20～H22	20	16	528	421	985
H22～H24	19	17	475	420	931
H24～H26	27	18	567	389	1,001
H26～H28	23	12	581	328	944

資料：保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届（各年12月末日現在）

3 需給見通し

(1) 平成30年度から令和5年度までの需給見通し

表1 看護職員需給見通し（需要数：常勤換算、供給数：実数、常勤換算）

	需要数 (常勤換算) A	供給数(実数)					供給数 (常勤換算) G=F×常勤 換算率※
		年当初 就業者数 B	新卒就業者数 C	再就業者数 D	退職等による 減少数 E	年末就業者数 F=B+C+D-E	
平成30年	24,298	25,054	742	141	610	25,327	23,931
令和元年	24,429	25,327	724	147	635	25,563	24,150
令和2年	24,720	25,563	741	152	657	25,799	24,370
令和3年	24,764	25,799	806	158	675	26,088	24,641
令和4年	24,892	26,088	797	165	692	26,358	24,895
令和5年	25,147	26,358	801	172	708	26,623	25,146

・常勤換算率：28年末就業届の常勤換算数/実人員、供給数（常勤換算）は、職種別に常勤換算数を出して合計したもの

(2) 需要数及び供給数の考え方

○ 看護職員の需要数（常勤換算）

「福島県看護職員需給計画策定のための調査」で、各医療機関等から回答があった需要数を基に今後の増加率を算出し、平成28年末就業届出数を基本として需要数を積算した。

さらに、働き方改革等の国の動向を踏まえ、年次有給休暇及び育児休業の取得促進を勘案し、需要数を算出した。

- ・ 調査期間(平成28年～令和4年)の増加率：約5.0%
令和5年は調査期間の年平均増加率として積算。
(これまでの看護職員需給計画は5か年計画であったため調査は令和4年までとしていた。)
- ・ 年次有給休暇・育児休業取得促進のために必要な増員1,021人
下記のとおり取得の促進を見込み、施設別に必要な人員を見込んだ。
 - ・ 年次有給休暇の取得率：平成25年～平成27年 平均53.7%
→ 令和5年：75%
 - ・ 育児休業の取得日数：平成25年～平成27年 平均167日
→ 令和5年：365日
 - ・ 平成32～平成35年に毎年必要な人員：255人

○ 看護職員の供給数（常勤換算）

平成28年末就業届出数を基準として、新卒就業者数及び再就業者数を加算し、退職等の人数を減算のうえ、新卒県内就業者及び再就業者の増など今後の確保対策の効果を見込んで算出した。

・新卒就業者

県内看護師等養成施設の定員の増減見込や既入学者数から卒業見込数を算出し、施設毎に過去の県内就業率から推計した。平成29年度新設校については、同じ養成課程の県内就業率の平均として県内就業者を見込んだ。

さらに、県保健師等修学資金貸与事業や各種啓発事業などの効果により、県内就業率が上昇するものとして推計した。

・再就業者

ナースバンクによる再就業者の実績に加え、看護師等免許保持者の届出制度による届出者へのきめ細かな支援、ナースバンク事業の普及啓発の強化や再就業支援の取組の強化による再就業者の増加を見込んだ。

・退職者など

「看護職員需給計画策定のための調査」から、新卒退職者、中途退職者、定年退職者を推計し、離職防止に向けた取組やセカンドキャリアの活用などが進むと見込んだ。また、県外からの流入数も、これまでと同程度維持されるものとして推計した。

表2 看護職員需給見通し（常勤換算）【全職種】

（単位：人）

	基準年 (平成29年)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
需要数	病院	14,370	14,644	14,700	14,866	14,880	15,043
	診療所	3,852	3,854	3,863	3,885	3,886	3,922
	看護保険施設及び社会福祉施設等	3,456	3,495	3,517	3,577	3,597	3,646
	訪問看護ステーション	589	621	652	669	675	686
	看護師等学校養成所、事業所、その他	711	717	734	750	750	757
	保健所、市町村、県	907	917	913	923	925	920
	助産所	19	20	20	20	21	21
	休止中の医療機関の再開需要	0	30	30	30	30	151
	計(A)	23,904	24,298	24,429	24,720	24,764	24,892
供給数	年当初就業者数 実人員(B)	24,780	25,054	25,327	25,563	25,799	26,358
	新卒就業者数 実人員(C)	758	742	724	741	806	801
	再就業者数 実人員(D)	121	141	147	152	158	172
	退職等による減少数 実人員(E)	605	610	635	657	675	708
	供給計 実人員(F) (F)=(B)+(C)+(D)-(E)	25,054	25,327	25,563	25,799	26,088	26,623
	供給数 常勤換算数(H) (G)=(F)×常勤換算率	23,676	23,931	24,150	24,370	24,641	25,146
	過不足(I)=(G)-(A)	△ 228	△ 367	△ 279	△ 350	△ 123	3

・全職種は職種別の需要数及び供給数の合計。

4 助産師の需給見通し

- 助産師の需給見通しにおいて、令和5年度の需要数529名に対して、供給数が524名となり、5名不足する見込みとなっている。

表1 助産師の需給見通し

(単位:人)

	基準年 (平成29年)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
需 要 数	病院	309	327	329	333	332	333
	診療所	119	125	126	127	127	127
	看護保険施設及び社会福祉施設等	0	0	0	0	0	0
	訪問看護ステーション	0	0	0	0	0	0
	看護師等学校養成所、事業所、その他	28	30	30	30	30	30
	保健所、市町村、県	6	6	6	6	6	6
	助産所	19	19	19	19	20	20
	休止中の医療機関の再開需要	0	0	0	0	0	7
	計 (A)	481	507	510	515	515	523
供 給 数	年当初就業者数 実人員 (B)	492	508	517	526	535	544
	新卒就業者数 実人員 (C)	23	18	18	18	18	18
	再就業者数 実人員 (D)	3	1	1	1	1	1
	退職等による減少数 実人員 (E)	10	10	10	10	10	10
	供給計 実人員 (F) (F)=(B)+(C)+(D)-(E)	508	517	526	535	544	553
	供給数 常勤換算数 (H) (G)=(F)×常勤換算率	474	482	491	499	508	516
	過不足 (I)=(G)-(A)	△7	△25	△19	△16	△7	△5

※常勤換算率 (G) は、平成28年12月末就業届の常勤換算数と実人員の比 (常勤換算数/実人員)

5 助産師養成課程における学生定員数案

- 現在、県内で助産師国家試験受験資格を取得できる助産師養成課程は、県立総合衛生学院 助産学科の定員20名と福島県立医科大学看護学部の選択制の助産師教育課程の定員5名程度で、合計25名程度となっている。
- 令和5年4月に、県立医科大学に設置する助産師養成課程については、少なくとも以下のとおり学生定員数を確保する必要がある。
- ・ 学生定員数 25名
(1年課程の別科で20名、2年課程の修士課程で5名。)
- ※ 助産師国家試験受験資格を取得できる課程とする。
- また、入学する学生については、県内就業率を上昇させる取組を行うものとする。

6 県看護職員需給計画における位置づけ

- 平成30年度から令和5年度を計画期間とする福島県看護職員需給計画では、「次代の看護を担う人材の育成」、「県内への就業促進と定着化」、「看護職員の資質の向上」を看護職員確保対策の三本柱として各種施策に取り組んでいる。

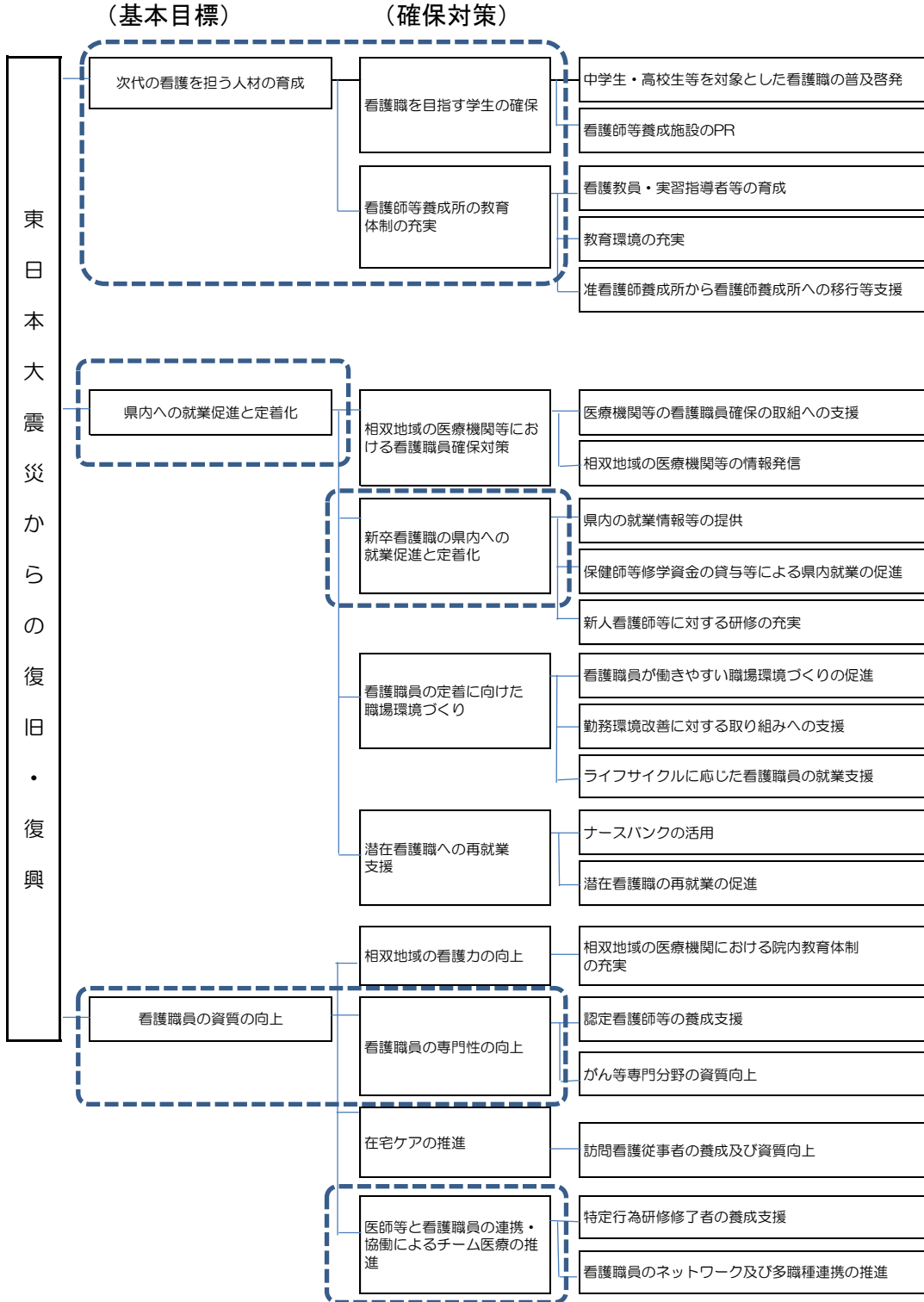
- 助産師養成課程の設置は、「次代の看護を担う人材の育成」の施策である「看護職を目指す学生の確保」、「看護師等養成所の教育体制の充実」に位置づけ推進するものである。

- また、設置にあたり、「県内への就業促進と定着化」の施策である「新卒看護職の県内への就業促進と定着化」に向けた取組を促進していく必要がある。

- さらに、修士課程においては、高度化する医療や子育て環境の変化に対応できるリーダーを養成し、県全体の「看護職員の資質の向上」につなげ、将来を担う子どもたちを安心して生み育てられるふくしまを実現するものである。

(図1) 看護職員確保対策の概要図

(福島県看護職員需給計画 H30～35 年度)



※ 点線囲み部分：助産師養成課程設置との関連箇所

第4 想定される施設の概要

1 整備における基本的な考え方

○ 既存施設の活用について

福島県立医科大学での助産師養成課程（別科及び大学院修士課程）設置に当たり、教育環境の確保が不可欠であるが、医学部及び看護学部は従前から既存施設の捻出の余地が十分でない状態である。

また、総合衛生学院校舎の再利用については、現校舎が昭和45年の建築から50年近く経過していること及び県立医科大学医学部及び看護学部との連携面等から教育環境の確保が困難であることから、県立医科大学光が丘キャンパス内への新施設の整備が必要である。

○ 新施設の整備について

新施設の整備に当たっては、大学で看護師等医療技術者の国家試験受験資格を取得できる学部学科等を設置する場合には、文科省への届出等が必要となる。

このため、大学設置基準等に適合する施設とするため、以下に配慮しながら整備を行うものとする。

- ・ 先端的な教育・研究を行う施設としての機能性、安全性などに十分配慮する。
- ・ 女性の視点に配慮した教育環境とする。
- ・ 学内外の多くの関係者が活用できるようユニバーサルデザインによる施設とする。
- ・ 個室を配置するなど研究・執務環境に配慮した高等教育機関にふさわしい施設とする。

○ 駐車場について

助産師養成課程では、分娩を取り扱う実習が必須となり、実習時間が不規則となる場合が多い。このため、車でも通学できるよう学生等の駐車スペースの確保に配慮する。

2 施設等の概要

現時点で想定される施設の概要は以下のとおりであるが、カリキュラム作成状況や教員の採用状況等を踏まえながら、最終的な施設規模等を決定していく。

(1) 施設概要

施設名称	公立大学法人福島県立医科大学助産師養成施設（仮称・想定）
施設構成	講義室、実習室、研究室、事務関係諸室、駐車場等
主な用途	学校教育法における大学
施設の定員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別科助産専攻（1年課程）定員 20 名 ・ 大学院修士助産学（2年課程）1 学年定員 5 名 × 2 年課程 = 10 名
建設予定地	福島市光が丘キャンパス（8 号館西側）
構造	建築基準法等関係法令に適合したもの
階数	地上 2 階を想定
用途地域等	市街化区域及び市街化調整区域、第一種住居地域及び指定なし
防火地域	指定なし
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR福島駅から約10km、車での所要時間20分（バス利用35分程度） ・ 附属病院や医学部・看護学部等が設置されており、学生や医療関係者が行き交う環境
敷地面積	約 3, 000 m ²
延床面積	約 2, 000 m ²
実施予定工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本/実施設計 令和 2 年度 ・ 建設工事 令和 3 年度～令和 4 年度 ・ 開設 令和 5 年度

(2) 各室概要

◇別科助産専攻

室名	概要	面積(m ²)
講義室	講義を受ける部屋	80
実習室	学内実習を行う部屋 ・分娩台等、助産診断・技術学実習、訪問看護実習、器材スペース、講義スペース	350
演習室A	テーマに応じたグループ討議、演習を行う部屋	60
演習室B		40
学生用教材室 (印刷室含む)	講義や演習教材配置、資料を印刷する部屋	30
パソコン室	パソコンを配置し、統計学、情報処理等の講義やレポート作成で使用する部屋	70
ロッカー室 (シャワー室含む)	実習に伴う更衣室	50
学生用ラウンジ	看護学部・院生、医学部等との交流スペース	60
会議室	学内外の会議を開催する部屋	45
研究室(5部屋) (教員用)	教員用の研究室	118
倉庫	施設に必要な物品等の保管スペース	30
事務室	事務局スペース。就職情報コーナー、講師控室としても活用。	50
給湯室	掃除や飲食等のお湯を沸かすための部屋	8
計		991

◇大学院修士助産学専攻

室名	概要	面積(m ²)
講義室A(1学年)	講義を受ける部屋	60
講義室B(2学年)		60
研究室(4部屋) (大学院生用)	研究・論文作成のための部屋	95
研究室(5部屋) (教員用)	教員用の研究室	118
演習室(5→3部屋)	テーマに応じたグループ討議、演習を行う部屋	64
計		397

◇合計

専用部分合計		1,388
共用部分(30%)		595
渡り廊下		30
計		2,013

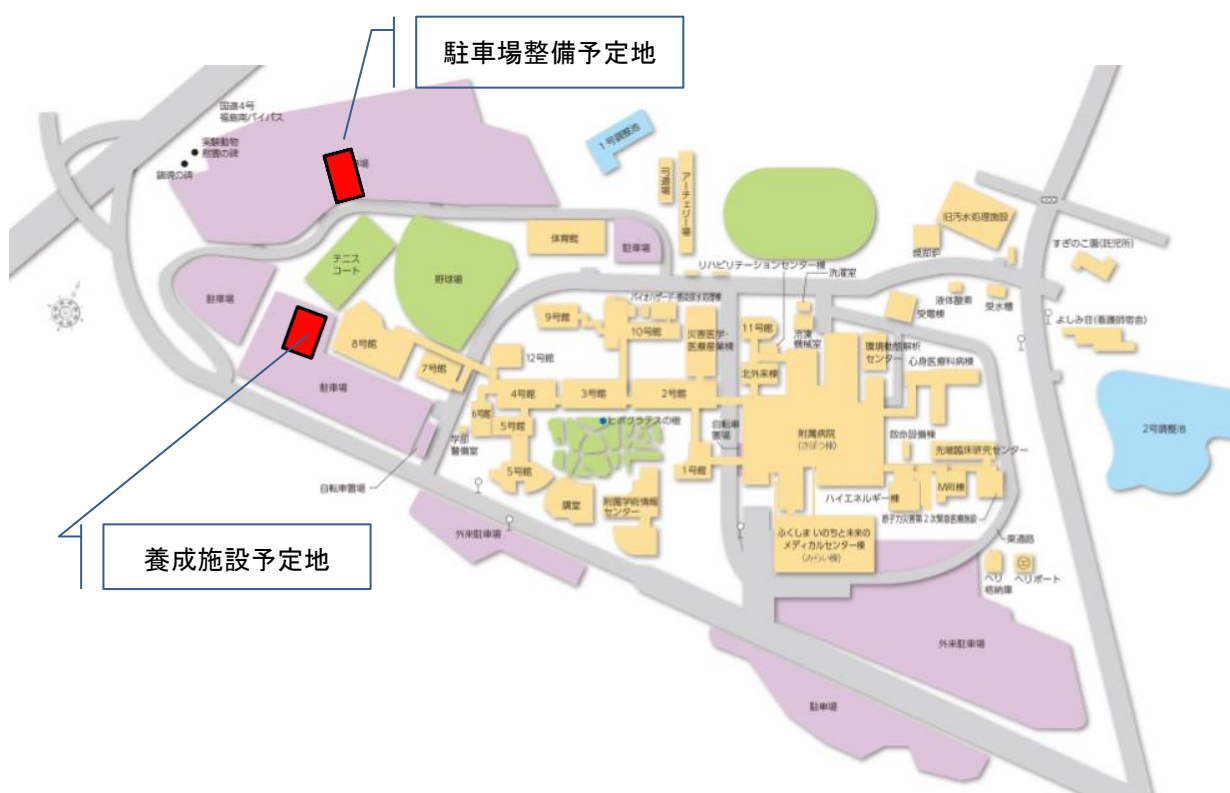
- ① 講義室
学生が講義を受講する際に使用する部屋として整備する。
- ② 実習室
学生が診察や分娩介助、家庭訪問等を実習する際に使用する部屋として整備する。分娩台や診察台、沐浴槽等を設置した助産診断・技術学の実習スペース、妊産婦や新生児等の訪問看護に係る実習スペース、講義を行うスペース、実習器材を保管するスペースを整備する。
- ③ 演習室
学生がグループに分かれて演習を行う際に使用する部屋として整備する。
- ④ 学生用教材室（印刷室含む）
学生の講義や演習等に係る教材を保管する部屋として整備する。
また、印刷機器を整備し、教材作成等に係る印刷スペースを併せて整備する。
- ⑤ パソコン室
学生が情報処理を行う際に使用する部屋としてパソコン等を整備する。
- ⑥ ロッカー室
学生が実習する際の更衣スペースとロッカー、実習等の後に使用するシャワー室を整備する。
- ⑦ 学生用ラウンジ
学生の情報交換の場、憩いの場として、テーブルや椅子を配置したスペースを整備する。
- ⑧ 会議室
学生や教職員が各種委員会を開催する際に使用する部屋を整備する。
- ⑨ 研究室
教員や大学院生が研究を行うために使用する研究室を整備する。
大学院生は2～3人同室、教員は個室（講師以上）、2人同室（助教、助手）。
- ⑩ 倉庫
学外実習用備品や生活用品を保管する際に使用する部屋を整備する。
- ⑪ 事務室
職員の執務室、外部講師の控室、就職情報などを配置した部屋を整備する。
- ⑫ 給湯室
学生が掃除や昼食等で使用する際の給湯室を整備する。

(3) 駐車場の概要

現時点で想定される駐車場の概要は以下のとおりであるが、施設の設計を踏まえながら、最終的な規模等を決定していく。

施設整備に伴い削減される駐車スペース136台及び新設する助産師養成課程の学生等50台分（別科20名、大学院修士10名、教職員、外部講師20名）の合計186台分（約3,000m²）の駐車場を屋外に整備。

(4) 配置図



第5 管理運営

養成施設を整備後、助産師養成課程、養成施設、駐車場の管理運営は、公立大学法人福島県立医科大学が行う。

第6 整備スケジュール案

本養成施設の整備スケジュール案は以下のとおり。

- (1) 基本構想策定：令和元年度
- (2) 設計業者選定：令和元年度
- (3) 基本設計及び実施設計：令和2年度
- (4) 建築等各種工事（駐車場合む）：令和3年度～令和4年度
- (5) 開設準備：令和5年1月～3月
- (6) 開設：令和5年4月

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
(1) 基本構想策定	→					
(2) 設計業者選定		→				
(3) 基本設計 実施設計			→			
(4) 建築等各種工事 (駐車場合む)				→		
(5) 開設準備					→	
(6) 開設						→

第7 必要経費

○「施設整備費等」については、以下のとおり想定している。

- ・施設及び屋外駐車場に係る整備費は、約12.7億円※を見込む。

(※現時点での概算であり、変動する可能性がある。)

〈内訳〉

- ・施設整備

基本・実施設計、測量設計、地質調査、工事監理、建築工事、
電気設備工事、機械設備工事費用

(情報通信、セキュリティ設計・工事、実習機器及び什器備品費用は含まない。)

- ・屋外駐車場分

測量設計、工事費用

○「運営費」については、今後、教員や事務局職員の定数や入学料、授業料等を検討していく中で整理していく。

なお、運営に要する経費については、一部、地方交付税算定に係る基準財政需要額に算入される見込みである。

第8 関係法令上の制約条件

○ 遵守すべき建築関係法令で主なものは以下のとおり。

ただし、今後の詳細な調査結果を受けて随時見直しを行う。

- ・ 建築基準法、建築基準法施行令 ・ 屋外広告物法
- ・ 水質汚濁防止法／大気汚染防止法／悪臭防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 騒音規制法／振動規制法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法／土壌汚染対策法 ・ 労働安全衛生法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 浄化槽法 ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令 ・ 都市計画法・ 消防法 ・ 健康増進法
- ・ 放射性物質汚染対処特措法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律

○ 留意すべき文科省・厚労省の定める法令は以下のとおり。

- ・ 学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則
： 大学の目的、修業年限、必要な教職員・組織等を規定。
- ・ 学位規則
： 学位授与の要件や手続き、学位の名称等を規定。
- ・ 大学設置基準
： 教育研究上の基本組織、収容定員、校地、校舎等の施設等を規定。
- ・ 助産師養成に関する養成所指定規則、指導ガイドライン、指導要領
： 一学年の教員数、学生定員、必要な施設、機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備等を定めている。

※ 福島県・福島市の条例等については設置場所や施設の検討をさらに進めていく中で、必要となる条例等を随時確認していく。



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.